

# 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 公印規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会の印（以下「公印」という。）の保管、使用、その他公印に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (公印の名称等)

第2条 公印の名称、寸法、ひな型、使用区分及び管理者は、別表のとおりとする。

## (公印の取扱)

第3条 公印は常に堅固な容器に納め鍵を施す等の方法により、管理者がその保管及び使用の責に任じなければならない。

## (公印の取扱係)

第4条 管理者は、必要があると認めるときは、公印取扱係を定め、公印の保管、使用その他関係事務を処理させることができる。

## (公印の使用)

第5条 管理者は、公印の押印を求められたときは、押印する文書と決裁文書の提示を求め、照合の結果、公印を押印することが適当と認められたときは、当該決裁文書の余白に「公印使用」と記載し、当該文書に明瞭かつ正確に押印しなければならない。ただし、管理者の承認を得たものについては、「公印使用」の記載及び認印を省略することができる。

2 管理者は、公印の押印について、やむを得ない理由があるときは、当該公印の押印を求めた者に、これを補助させることができる。

3 公印を使用した者は、別紙様式1号に定める公印使用簿に必要事項を記載しなければならない。

## (印影の印刷)

第6条 公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、管理者に合議しなければならない。

## (公印の事故届け)

第7条 管理者は、公印に関し盗難その他の事故が生じたときは、様式2号の公印事故届けをすみやかに事務局長に届けなければならない。

## (公印の新調、改刻又は廃止)

第8条 管理者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると認めるときは、公印新調（改刻、廃止）に関する申請書（様式3号）を事務局長に提出しなければならない。

2 公印を廃止（改刻による廃止を含む）したときは、管理者は、不要となった旧公印を

事務局長に引き継がなければならない。

(公印台帳)

第 9 条 事務局長は、様式第 4 号の公印台帳を備え、公印の新調、改刻又は廃止のあった都度、必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。

(公印の保管等の調査)

第 10 条 事務局長は、必要があると認めたときは、公印の保管、使用その他公印に関し、調査することができる。

(規程の改廃等)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

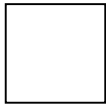
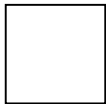
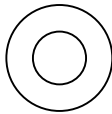
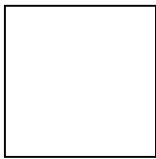
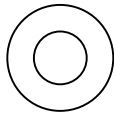
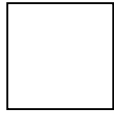
(細則)

第 12 条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	寸 法 (ミリメートル)	ひ な 型	使 用 分 区	管 理 者
公益社団法人 埼玉県臨床検査技師会之 印	方 21×21		公文書等	事務局長
公益社団法人 埼玉県臨床検査技師会之 印	方 21×21		公文書等	会 長
公益社団法人 埼玉県臨床検査技師会 会長之印	二重丸 直径 21		登記印	会 長
公益社団法人 埼玉県臨床検査技師会之 印	方 30×30		賞状等	事務局長
公益社団法人 埼玉県臨床検査技師会 銀行印	二重丸 直径 18		銀行預金等	会計部長
埼玉県医学検査 学会長之印	方 21×21		学会公文書等	学会長



## 公印事故届

平成 年 月 日

事務局長 様

管理者・部局名

氏 名

印

次のとおり公印に事故があったので、報告いたします。

公印の名称

事故発生年月日

事故の内容

事故の処理

その他

## 公印の新調、改刻、廃止申請書

平成 年 月 日

事務局長 様

部局名

氏 名

印

次のとおり公印の（新調、改刻、廃止）を申請いたします。

公印の名称

寸 法

使用区分

理 由

様式4号（第9条関係）

公 印 台 帳	
印 影	
新 調 時 の 印 影	廃 止 時 の 印 影
公印の名称	
寸 法	
保管部局名	
管理者氏名	
使用区分	
使用開始日	平成 年 月 日 ( )
廃止日	平成 年 月 日 ( )
備 考	

